

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西ノ島町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

(「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。)

## 2 促進計画の目標

### 1. 浦郷地域

#### (1) 現況

本地域は、高低起伏が著しく山地丘陵が錯綜しているため、農用地の適用に乏しく、生産性の低い農業は年々衰退の一途をたどっている。このような地形において、かつての牧畠の基盤を利用した公共牧野での畜産業が盛んに行われ、国土の保全、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

一方で、担い手の高齢化及び後継者不足の進行等で、牧野管理が行き届かず農用地の荒廃が進行し、多面的機能の低下が懸念されている。

このため、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、国土の保全、良好な景観形成等の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	浦郷地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	浦郷地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

### （1）対象農用地の基準

#### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

過疎法、特定農山村法、離島振興法で指定された西ノ島町全区域

#### イ 対象農用地

##### （ア）急傾斜農用地については、採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### （イ）町長の判断による緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、採草放牧地8度以上15度未満

##### （ウ）島根県知事指定の特認農用地

西ノ島町の田、畑、草地。田、畑、草地とも急傾斜地単価を適用する。